

福祉関係団体代表者 様
社会福祉法人等代表者 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長
熊本県健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課長
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課長

令和 8 年 8 月 13 日付け事務連絡「令和 8 年度熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る Q&A について」にかかる事前調査について

このことについて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課他から、介護職員等の派遣にあたって Q&A 集が通知され、現に避難者を受け入れているか否かに関わらず、避難を希望する者を受け入れる体制を整える場合には市町村又は熊本県の判断により福祉避難所として扱うことが可能となりました。

つきましては、介護職員等の派遣を希望される施設等におかれましては、福祉避難所の体制を整えているか等について把握させていただく必要がありますので、下記に留意のうえ、回答ください。

記

1 留意事項

- (1) 本通知は、県内の事業所から福祉関係職員等を派遣した場合も適用されます。なお、今回の派遣は、あくまで令和 8 年熊本地震の被災に伴う対応のための応援派遣であり、災害と関係のない職員の確保のための派遣ではありませんのでご注意ください。
- (2) 福祉避難所の体制を整えているか等について、県が事前調査を行い市町村と調整しますので、下記 2 により回答をお願いします。

事前調査を踏まえ、施設の状況等についてヒアリングや現地確認等をさせていただく場合があります。なお、事前調査は、福祉避難所とすることを確約するものではありませんのでご注意ください。
- (3) 福祉避難所として扱われた場合でも、物資の調達に要する費用等は現に避難している避難者に要した費用のみが救助法の対象となりますのでご注意ください。
- (4) 本通知に基づく当面の介護職員の派遣希望期間を令和 8 年 9 月末までとします。
- (5) 経費の支払いにあたっては、別途お知らせします。

2 事前調査の回答方法

施設の種別に応じて、次の URL にアクセスし必要事項を入力の上、令和 8 年 8 月 26 日（水）までに回答をお願いします。

担当課から折り返し内容の確認等をさせていただく場合があります。

(1) 高齢者施設関係

ア 地域密着型介護サービス事業所

<https://logoform.jp/form/x4b6/1754552>

イ 介護サービス事業所（地域密着型を除く）

<https://logoform.jp/form/x4b6/1754169>

(2) 障害福祉サービス事業所等

<https://logoform.jp/form/x4b6/1755695>

3 担当課連絡先

(1) 高齢者施設関係

ア 地域密着型介護サービス事業所：認知症施策・地域ケア推進課市町村支援班

096-333-2218

イ 介護サービス事業所（地域密着型を除く）：高齢者支援課企画調整班

096-333-2215

(2) 障害者福祉サービス事業所等：障がい者支援課サービス向上班

096-333-2233